

特定非営利活動法人 北関東産官学研究会

平成21年度 弁護士による知的財産相談会

～ 中小企業の皆様へ!! 先使用権制度・
職務発明制度に関する相談会～

特許侵害訴訟等の係争において重要な防御策となりうる先使用権制度や、職務発明に関して係争が多発している現状において、企業はどのような職務発明管理体制を整えるべきかを中心に弁護士（太田大三先生）がご相談を承ります。

【日時】 平成22年1月27日(水) 13:30～17:30

【会場】 特定非営利活動法人 北関東産官学研究会
群馬県桐生市織姫町2-5
(財)桐生地域地場産業振興センター

【対象】 中小企業の皆様

【相談内容】 **先使用権制度・職務発明制度**について

「具体的な相談も歓迎」

【定員】 4社(原則として先着順とさせていただきます)

【相談時間】 1社60分以内

【参加費】 **無料**

【相談員】 先使用権制度・新職務発明制度: 太田大三 弁護士

【申込方法】 e-mail(hagiwara@hikalo.jp)よりお申しいただくか、裏面の申込書でFAX(0277-46-1062)にて北関東産官学研究会宛にお送り下さい。

【主催】 広域関東圏知的財産戦略本部・関東経済産業局・特許庁

【実施機関】 経済産業省 産業クラスター計画 地域産業活性化プロジェクト
特定非営利活動法人 北関東産官学研究会

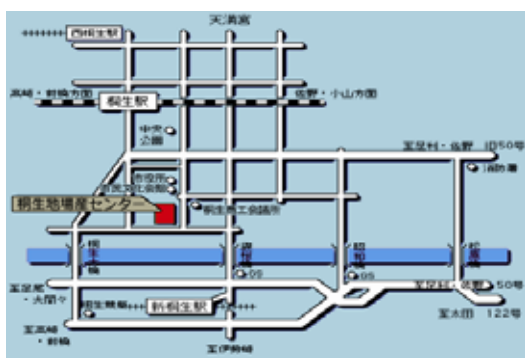
相談員プロフィール

太田 大三(おおた たいぞう)氏 - 丸の内総合法律事務所弁護士



平成 8 年東京大学経済学部経済学科卒業、司法試験合格、翌年東京大学経済学部経営学科卒業。平成 11 年弁護士登録(第二東京弁護士会所属)。丸の内総合法律事務所にて、主に日本企業における企業法務(予防法務・戦略法務全般、ほか株主総会指導)に従事する傍ら、知的財産関係の相談・訴訟も手掛ける。平成 15 年～16 年、任期付公務員として職務発明規定の改正を含む「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」の立法案の策定に従事。特許庁主催の職務発明に関する説明会の講師として全国を回るとともに、民間主催のセミナー講師として講演等を行っている。

会場案内図



【お問い合わせ先】

〒376 - 0024

特定非営利活動法人 北関東産官学研究会

担当：萩原

群馬県桐生市織姫町2 - 5

(財)桐生地域地場産業振興センター内

TEL 0277-46-1061 FAX 0277-46-1062

参加申込書

宛先 特定非営利活動法人 北関東産官学研究会 相談会受付係

FAX: 0277-46-1062

貴社名				
電話番号		FAX		E-mail
部署・役職名	フリガナ			
	氏名			
相談希望時間	<p>第1希望、第2希望を()内にご記入ください。なお、希望時間帯が集中した場合、別途ご連絡後改めて調整させて頂く場合がございます。あらかじめご了承ください。</p> <p>() 13:30～14:30 () 14:30～15:30</p> <p>() 15:30～16:30 () 16:30～17:30</p>			
相談希望分野	先使用权制度	職務発明制度		
具体的な相談内容				

事前申込みによる先着順です。キャンセルの場合には、お早めにご連絡ください。受諾のご連絡はいたしませんので、直接会場へお越しください(満員の場合にはご連絡いたします)。ご記入いただいた個人情報は、主催者において今回の相談会にかかる事務処理、今後のセミナー・相談会等のご案内(DM、メールマガジン等)以外には利用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。